

令和8年版建築材料等評価名簿の使用上の注意点

1. 更新評価について

建築材料等を次の三つのグループに分けて、3年ごとに更新評価を実施している。

建築材料等	評価の実施時期等	回目の更新評価時期等
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨柱下無収縮モルタル ・成形伸縮目地材 ・乾式保護材（防水立上り部） ・セラミックタイル ・既調合モルタル（タイル工専用） ・ルーフトレン ・防水剤 ・樹脂製建具 （コンクリート系下地および鉄骨下地） ・可動間仕切 ・移動間仕切（スライディングドア） ・トイレブース ・グレーチング ・屋上緑化システム ・トップライト 	<p>評価年度： 令和7年度（2025年度）</p> <p>令和7年度の評価基準で評価している。</p> <p>有効期間： 令和8年（2026年）4月1日～ 令和11年（2029年）3月31日</p>	<p>評価年度： 令和10年度（2028年度）</p> <p>有効期間： 令和11年（2029年）4月1日～ 令和14年（2032年）3月31日</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・床型枠用鋼製デッキプレート （フラットデッキ） ・押出成形セメント板（ECP） ・吸水調整材（モルタル用） ・アルミニウム製建具 （コンクリート系下地および鉄骨下地） ・鋼製建具 [標準型建具を含む] ・鋼製軽量建具 [標準型建具を含む] ・ステンレス製建具 ・錠前類 ・クローザ類 ・重量シャッター ・軽量シャッター ・オーバーヘッドドア ・ガラス ・現場発泡断熱材 	<p>評価年度： 令和6年度（2024年度）</p> <p>評価内容は、令和7年版評価名簿から掲載している。 なお、令和6年度の評価基準で評価しているが、令和7年度に随時評価または品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。</p> <p>有効期間： 令和7年（2025年）4月1日～ 令和10年（2028年）3月31日</p>	<p>評価年度： 令和9年度（2027年度）</p> <p>有効期間： 令和10年（2028年）4月1日～ 令和13年（2031年）3月31日</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・無収縮グラウト材 ・既調合目地材 ・自動ドア機構 ・自閉式上吊り引戸装置（手動開き式） ・フリーアクセスフロア ・天井点検口 ・床点検口 ・ポリマーセメントモルタル 	<p>評価年度： 令和5年度（2023年度）</p> <p>評価内容は、令和6年版評価名簿から掲載している。 なお、令和5年度の評価基準で評価しているが、令和6年度に随時評価または品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。</p> <p>有効期間： 令和6年（2024年）4月1日～ 令和9年（2027年）3月31日</p>	<p>評価年度： 令和8年度（2026年度）</p> <p>有効期間： 令和9年（2027年）4月1日～ 令和12年（2030年）3月31日</p>

2. 評価年度による各種規定との相異について

各グループの建築材料等は、評価年度の評価基準により評価を行っているため、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「標準仕様書」という。）」令和7年版「JIS」等の規定と評価内容に相異が生じる場合がある。

3. 評価内容に関する情報提供等について

令和7年と令和8年の評価基準比較表については、令和8年9月に追加掲載を予定している。

4. 評価内容の確認の必要性について

評価名簿を使用するにあたっては、申請者に上記2.に記載の相異について確認して運用する必要がある。

評価名簿の説明

1. 評価内容

評価は、申請資料に基づき、次のことを確認している。

- (1) 評価対象建築材料等に該当している。
- (2) 品質・性能等が、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」または「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の規定に適合している。
- (3) 当協会が独自に設定する品質・性能に適合している。
- (4) 適切な品質管理および製造管理が行われている。
- (5) 納入体制およびアフターサービス体制が整備されている。

2. 名簿の記載事項

- (1) 評価対象建築材料等は、各材料等の項で説明している。

- (2) 品質・性能等については、各材料等の項で説明している。

なお、品質・性能等のうち、適用の有無、適用水準等が選択となっている項目については、評価名簿詳細事項に、評価した内容を掲載している。また、評価名簿詳細事項の申請品の品質・性能に示されている表示項目、付帯性能および参考値については、次のとおりである。

表示項目：評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるもの。

付帯性能：評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に使用箇所等により、その性能が必要となるもの。

参考値：評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な性能であり、使用箇所の条件等により性能が異なっているもの。

- (3) 品質管理および製造管理については、次のことを確認し記載している。

(イ) 製造所の概要

(a) 申請品の製造所について、自社の工場および協力企業の工場（以下「協力工場」という。）の概要、生産種別・生産実績および製造工程を確認している。

(b) 協力企業は、申請品を独自に販売等の営業活動はできないものとする。ただし、独自に評価を取得している協力企業は除く。なお、「製造所」欄の協力工場1～4とは、次のとおりである。

協力工場1：品質管理に関する規定および製品規格に関する規定が、どちらも申請者の規定で製造する製造所であり、独自に評価を取得している協力企業。

協力工場2：品質管理に関する規定および製品規格に関する規定が、どちらも申請者の規定で製造する製造所であるが、独自に評価を取得していないため、申請品の営業活動ができない協力企業。

協力工場3：品質管理に関する規定および製品規格に関する規定のどちらか、またはどちらも協力企業の規定で製造する製造所であり、独自に評価を取得している協力企業。

協力工場4：品質管理に関する規定および製品規格に関する規定のどちらか、またはどちらも協力企業の規定で製造する製造所であるが、独自に評価を取得していないため、申請品の営業活動ができない協力企業。

(c) 「製造所」欄に「I9」と表示したものはISO 9001の認証登録証の取得を、「I14」と表示したものはISO 14001の認証登録証の取得を、「I9・14」と表示したものはISO 9001および14001の認証登録証の取得を示している。

なお、製造所が協力工場1又は3の場合、その協力企業が委託している製造所まで記載せず、「製造所」欄には、申請者と直接契約関係のある協力企業のみ掲載している。この場合、協力企業の詳細は、その協力企業の掲載欄を参照することとしている。

(ロ) 品質管理、製造管理、検査の体制および生産設備

(a) 品質管理、製造管理、検査の体制および生産設備について確認している。

(b) 品質管理等に関する関係規定の提出を求め、内容を確認している。

(c) 複数の製造所がある場合（自社工場および協力工場）は、品質管理および製造管理が、どの社内規定で行われているかを確認している。

(4) 納入体制およびアフターサービス体制については、次のことを確認し記載している。

(イ) 納入体制およびアフターサービス体制を確認している。

なお、各地区の範囲は、次のとおりである。

地 区	所管する都道府県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関 東	茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県
中 部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

(ロ) 申請者の各地区の所管が上表と異なる場合（*印表示のある地区）は、「納入地区及び問い合わせ先」欄にその旨を記載している。

(ハ) 納入体制については、名簿の「納入地区及び問い合わせ先」欄に、電話番号を記載している。

なお、略号は、次のとおりである。

(本) 本社・本店等、 (支) 支社・支店等、 (営) 営業所、 (出) 出張所、
(事) 事務所・事業所等、 (部) 事業部等、 (工) 工場等、 (他) 別会社（関連会社・代理店等）

3. その他

(1) 評価書および評価名簿の内容に変更が生じた場合には、再審査等の措置の対象となる。

(2) 評価は、建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施している。